

東地申
第13号

12月19日
~その2~

「度重なる労働基準法違反に対する」 緊急申し入れ

2. 2017年10月24日調印した36協定の調印後に発覚した労働基準法違反や適正な労働時間管理ができていない事象の詳細内容について、書面により明らかにすること。

（会社回答）

平成29年10月24日以降、労働基準法第34条に違反する休憩時間の未付与が6件（東京電車線技術センター2件、品川保線技術センター4件）発覚した。

東京電車線技術センターの2件及び品川保線技術センターの4件中3件は、日勤勤務で午前半休を取得し所定勤務終了後に超勤を行った際に必要な休憩時間を付与しなかった事象である。また、品川保線技術センターセンターの1件は、宿直勤務で所定勤務終了後に超勤を行った際に必要な休憩時間を付与しなかった事象である。

【組合】東京電車線技術センターと品川保線技術センターで発生した事象について、どのような事象が発覚したのかを明らかにすること。

【会社】東京電車線技術センター2件、品川保線技術センターで4件発生した詳細は以下のとおりである。

発生個所	発生日	内容
東京電車線技術センター	平成29年 3月23日	午前半休で所定勤務時間の17:30後に、資料作成のため19:30まで超勤を行った。
東京電車線技術センター	平成29年 7月25日	午前半休で所定勤務時間の17:30後に、測量設計の図面作成のため20:30まで超勤を行った。
品川保線技術センター	平成29年 9月21日	午前半休で所定勤務時間の17:30後に、資料作成のため19:30まで超勤を行った。
品川保線技術センター	平成29年 9月25日	午前半休で所定勤務時間の17:30後に、19:30まで竣工書類の作成を行った。
品川保線技術センター	平成29年 9月25日	午前半休で所定勤務時間の17:30後に、19:43まで竣工書類の作成を行った。
品川保線技術センター	平成29年 9月1日	宿直明けの事象。10h・5hの組み合わせで5h後に発生した。所定勤務時間8:55後に、12:25まで保守作業工事資料作成を行った。

【組合】品川保線技術センターは、誰がチェックをして発覚したのか。

【会社】勤労情報を見て、現場長が確認して発覚した。

【組合】勤労情報の位置づけは何か。

【会社】34条違反があったという意識づけや、労働時間管理やコンプライアンス、労基法を意識してもらうために発行した。

【組合】前回の36交渉では、全社員に周知するべきであると求めてきたが、議事録ではそうならなかった。今回、なぜ全社員に周知をしたのか。前回の議事録確認と認識を変えたのか。私たちが全箇所への周知を求めていたことを受け止めているのか。

【会社】当該箇所だけではなく、労基法違反はいつ、どこで起こるか分からない。他山の石として、一步踏み込んで周知するために全社員とした。しかし、当該箇所ということに変わりはなく認識は変えていない。

【組合】労働基準法違反に対しては、安全衛生委員会で議論すること。

【会社】「安全衛生委員会で議論はしない」との認識には変わりはない。

健全な労使関係の実現と、事業所単位での締結を求める!

